

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融資計画要求書

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

1. 令和7年度の財政投融資計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	800	800	—	0.0
うち 出 資	800	800	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	800	800	—	0.0

2. 財政投融資計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	5,270	4,470	800	17.9
うち 出 資	5,270	4,470	800	17.9
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	5,270	4,470	800	17.9

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	3,900	6,100	△2,200
(内訳) 特定投資事業者及び特定事業活動に対する出資金等	3,900	6,100	△2,200

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	3,900	6,100	△2,200
(財源) 財政投融资	800	800	—
財政融資	—	—	—
産業投資	800	800	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	3,100	5,300	△2,200
政府保証（5年未満）	10,100	13,250	△3,150
借入金等償還	△7,000	△7,950	950

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

機構はオープンイノベーションの推進という政策目的の達成に向け、民間事業者だけでは対応が難しい、一定期間時間がかかる等のリスクがある分野への特定資金供給による特定事業活動の推進、民間の投資機関との協業や、投資人材の育成等を通じて我が国産業の成長に向けた民間主体のリスクマネー供給環境の整備に努め、民間資金の呼び水（誘発効果）となる役割を担っている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構は、産業競争力強化法に基づく投資基準で示される重点分野を踏まえ、政策的意義が高い事業分野を特定し、政策目的と整合的にファンド組成や投資を行うため以下の点で、資金供給の対象となりうるか判断を行っている。

- 当該事業分野においてどのようなリスクマネーが不足しているか、また国内でリスクマネーを供給するプレーヤーが不足しているか。
- 投資回収に時間や手間（コスト）がかかることにより、本来、中長期投資としてリターンが期待できるが、民間だけでは投資対象になりにくい等の状況があるか。
- 資金供給だけでなく外部のネットワークの活用等、機構（及びファンド）として付加価値を提供することが可能か。
- 公的性格を持つがゆえに投資（ファンド組成）が実現し得る等、機構が差別化し得る要素はあるか。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

JICが民間ファンドへの出資を行うとともに、当該ファンドの運営をグローバルスタンダードに引き上げることによって当該ファンドが海外を含む機関投資家等からの資金受託をできるよう促し、ひいてはファンドエコシステムの創出に寄与する。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

機構では、投資の専門的な知見を有する者が案件の精査やデューデリジェンスを行った上で、産業革新投資委員会（産業競争力強化法に基づき設置されている社外取締役等で構成される中立的な機関）へ稟議をあげている。本委員会において案件概要報告やデューデリジェンスの進捗を共有する等、案件ごとに複数回、投資基準との適合性や収益性等を検討しており、慎重に投資判断を行っている。

なお、投資活動を開始した2020年9月から約4年が経過しており、2024年3月末時点における機構によるファンドへの投資状況は以下の通り。

出資約束件数：43件

出資約束額：16,453億円

払込済金額：7,692億円

TVPI（投資倍率）：1.00倍

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度計画より、手元資金の状況や政府保証借入等も見据えた上で、適切な自己資本を確保するために必要な金額を要求内容に反映している。なお、過去3か年（令和3年度～令和5年度）は財政投融資の要求は行っていない。

（参考：過去3か年の財政投融資の運用残額）

	3年度	4年度	5年度
運用残額	0 億円	0 億円	0 億円
運用残率	0.0 %	0.0 %	0.0 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

産業投資について

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

(事業名：特定投資事業者及び特定事業活動に対する出資等事業)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新（オープンイノベーション）による次世代の国富を担う産業を育成・創出するため、ファンドの組成やファンドへの投資を通じて、事業の成長や事業再編等に取り組む企業に対してリスクマネーを供給する。

(2) 必要とする金額の考え方

機構によるファンド投資は2020年の投資開始以降、毎年度、ファンドに対する新規の出資約束を行い、出資約束総額は累計1.6兆円超（令和5年度末現在）となっている。ファンドから個別企業への投資進捗に伴い、今後、機構から投資先ファンドへの払込み需要（資金需要）は累積していくことが見込まれている。

とりわけ、機構子会社が運用するファンドについては、政策的意義が高いと考えられる事業分野に対して、民間資金を補完する役割を担う観点から、中期・大規模なリスクマネー供給を行うことができるファンド規模を確保している。

具体的には、令和4年度に策定された「スタートアップ育成5か年計画」を踏まえ、JICベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社（JIC VGI）は、2,000億円の2号ファンドを立ち上げるとともに、セカンダリー投資やアフターマーケットへの投資を行う400億円規模のJIC VGI オポチュニティファンド（OPF1）を設立するなど、資金供給の強化を図っている。

また、大規模な成長投資や事業再編等に取り組む企業へ投資を行うJICキャピタル株式会社では、投資規模が4桁億円を超える大型の事業再編案件の中にも、政策的に投資意義が認められるものが増加傾向にあることから、これに対応できるよう1.1兆円のファンド規模を確保している。

その他民間ファンドを含む投資先ファンドから個別企業への投資額の令和7年度末時点での累積投資見込み額に対して、出資金と借入金の適切な割合が国内プライベートエクイティ市場での取引相場や諸外国の公的投資機関での事例を参考に、その約3割が出資金で手当できるように必要額を要求することとしている。

なお、令和5年度には、JICキャピタルの運営するファンドにおいて新たに2件の大型の投資案件を公表しており、いずれも投資実行に向けた国内外の競争法関係や公開買付けの進捗が進行していることから、高い確度で累積投資額の大幅な進捗が見込まれていること、また今後改正を予定している投資基準案において重点投資分野に掲げる事業分野に係る投資案件を複数検討していることから、累積の投資見込み額については、相当程度高い確度で進捗することが見込まれる。

(3) 見込まれる収益

機構では、投資の専門的な知見を有する者が案件の精査やデューデリジェンスを行った上で、産業革新投資委員会（産業競争力強化法に基づき設置されている社外取締役等で構成される中立的な機関）へ稟議をあげている。本委員会において案件概要報告やデューデリジェンスの進捗を共有する等、案件ごとに複数回、投資基準との適合性や収益性等を検討し、慎重に投資判断を行っている。

（４）民間資金の動員の蓋然性

機構は、令和２年から令和６年３月までの間に、累計 16,453 億円の出資約束を行い、これが呼び水となって民間から 18,022 億円の協調出資・共同投資が行われており、民間資金の動員について相応の実績を残している。今後も機構による投資により、民間からはこれを上回るリスクマネー供給が期待できる。

２．リスク管理体制

機構は、特定資金供給を行うにあたって下記事項に留意することとしている。

- 機構は、市場の動向や投資対象の性質を踏まえ、特定資金供給の規模について、機構による投資全体の規模との関係で全体としての収益を損なうリスクも踏まえ、適切な規模とすること。特に 1,000 億円を超える大型案件については、機構子会社のファンドにすべての検討を委ねるのではなく、当該案件の政策的意義、リスクの観点から機構本体において案件の適格性を確認すること（具体的には共同投資ファンドからの出資の承認可否について、機構取締役会での承認を必要とする）。
- 認可特定投資事業者を通じた資金供給について、国内のリスクマネー供給拡大に向けた国内外からの資金供給を確保する観点から、認可特定投資事業者が行う資金供給の対象分野の特性等を踏まえつつ、可能な限り機構以外による LP 出資等による資金供給を確保するよう努めること。
- 特定資金供給の対象が特定の事業分野等に過度に偏ることがないように、全体のバランスを踏まえた資金供給を行うとともに、全体として長期収益性が確保されるよう、リスク管理を徹底すること。
- 認可特定投資事業者ごとに、収支状況等の見直しを、ファンドの特性等に応じて定期的に見直し、大幅な損失の発生が見込まれる認可特定投資事業者が生じた場合等、必要に応じて、投資方針を見直すこと。また、当該収支状況等の見直し等について、経済産業大臣に対し適時適切に報告すること。

産業革新投資委員会が認可特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援について、本投資基準の適合性を定期的にモニタリングし、当該モニタリングの結果について、経済産業大臣に報告することとしている。

政府保証について

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

<5年未満の政府保証について>

1. 政府保証の考え方

機構は、オープンイノベーションを通じた産業競争力の強化と民間投資の拡大という政策目的の実現に寄与することを目的として、公益性が高く、かつ、リターンが期待できるが、国内民間企業だけではリスクマネーが十分に供給できない事業分野に対し、民業補完の原則の下、資金供給を行う役割が期待されている。

その際、政府保証枠は、政策的に強い要請のある投資案件について機構がコミットメントを行い、適切な投資能力を示すことで民間資金の呼び水となることが期待されるなど、政策的に大変重要な役割を有している。

特に、投資規模の大規模化や事業化までに時間を要する長期のリスクマネー供給への期待が大きいことに加えて、機構の運用期限が2050年まで運用されたことも踏まえると、機構の資金調達手段の多様化による財務基盤の安定化を図ることは喫緊の課題である。

機構が想定する資金調達手段別の考え方は以下のとおり。

(1) 政府保証国内債

償還期限の異なる5年未満の政府保証債を複数発行することにより、年度別の償還額を平準化して機構の財務負担を軽減することが期待されることから、(2)の政府保証借入と併用することを想定している。

(2) 政府保証借入金

投資活動による新規の資金需要は、あらかじめその具体的な必要額は見込みづらいことを踏まえ、借入内容に柔軟性の高い政府保証借入れによって調達することを想定している。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

既存の投資実行済み案件に係る投資資金に係る借入金の一部について債券への振替を行うことを念頭に、令和7年度における政府保証債の発行予定額を算出することを想定している。

(2) 政府保証借入金

令和7年度の事業規模として想定している新規投資案件に係る投資金額から、産業投資による出資金として措置される額を控除した額について、政府保証借入れにより調達することを想定している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」

IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. スタートアップ育成5か年計画の実行

(1) 資金供給の強化と出口戦略の多様化

①官民ファンドを通じた海外有力ベンチャーキャピタルからの投資の呼び込み

中小機構や産業革新投資機構等の官民ファンドの投資を呼び水として、海外ベンチャーキャピタル等からの投資の呼び込みを進めることで、海外ベンチャーキャピタルと我が国のベンチャーキャピタル・スタートアップとの連携・ネットワークの強化を図る。

②セカンダリー・エコシステムの形成

非上場株式のセカンダリー取引(既存発行株式の投資家間取引)の活性化に向けて、運営事業者の新規参入促進のため、改正金融商品取引法に基づく制度整備を図るとともに、セカンダリーマーケットに関する日米比較調査を行う。また、関係者の実務やニーズを踏まえ、円滑な取引が行われる枠組みの整備を含め、セカンダリー・エコシステムの形成を図る。米国ではセカンダリーファンドやグロース・レイターステージ(事業の拡大・安定期)向けファンドがベンチャーキャピタルの持分を買い取り、スタートアップがベンチャーキャピタルのファンド組成期間(通常10年程度)を超えて成長し続けることが可能であることを踏まえ、産業革新投資機構のオポチュニティファンド(ベンチャーキャピタルの既存の持分の買取りを主な業務とするファンド)の拡大を図る。あわせて、日本政策投資銀行においても、グロース・レイターステージのスタートアップに対し、特定投資業務を活用した資金供給を加速し、更なる成長を促進する。

5年度決算に対する評価

(機関名：株式会社産業革新投資機構)

1. 決算についての総合的な評価

経済産業大臣から認可された収入・支出予算に基づき、適切に執行されていると評価できる。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産：令和5年度末の資産合計 1,845,383百万円

負債：令和5年度末の負債合計 1,331,661百万円

資本：令和5年度末の純資産合計 513,723百万円

(2) 費用・収益の状況

費用：売上原価 19,159百万円

販売費及び一般管理費 3,872百万円

営業外費用 56百万円

法人税等合計 4百万円

収益：売上高 25,338百万円

営業外収益 213百万円

当期純利益：2,460百万円